

議案第 7 号

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 13 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

1 事故内容

令和 6 年 4 月 22 日午前 11 時頃、大網白里市大網 141 番地 2、市職員用駐車場において、市職員が公用車を U ターンさせる際に雨で足が滑ってブレーキペダルを踏み損なったため、公用車が停車せず前方に駐車していた相手方の車両に衝突し、相手方の車両後方に損害が生じた。

2 相手方

3 損害賠償額

554,770 円

4 決定条件

- (1) 市は、相手方に対し、上記 3 の自己責任額を支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件に関しては、上記の事項を除いては一切の債権債務がない。